

法類を登録するには

法類とは住職と法縁関係にある教師で、宗務庁の法類台帳に登録された方をいい、住職をたすけ、住職が死亡したときは寺族の保護をしなければなりません。

注意事項

(1) 住職になって初めて法類を登録する場合 *

- ・ 前住職が登録していた法類は新住職就任と同時に退任となります。従って、住職就任後、速やかに全ての法類を登録する必要があります。なお、退任における署名捺印は不要です。
- ・ 申請者覧には、変更される寺院名および住職登録印を押印してください。

* 住職認証後、宗務庁へ『住職及び代表役員印鑑登録届』『代表役員登記変更届』を必ず提出ください。（注：住職個人・代表役員の印鑑証明書も必要です）これらの届出が未提出の場合、住職認証後の四種登録手続きはできません。

(2) 登録済みの法類の就退任があった場合（2回目以降の申請手続き） *

- ・ 申請者覧には、変更される寺院名および住職登録印を押印してください。
- ・ 前回登録した法類の印鑑が登録されていますので、就退任理由および就退任年月日を明確に記入し、前回登録した印鑑を使用してください。
- ・ 前回登録した印鑑が無い場合には改印申請が必要です。

定数 1人以上5人以内（法類総代の登録は必ずしてください）

任期 5年

* 住職が死亡、失職等により欠けている場合は、法類総代が申請者となります。法類総代が欠けている場合は、教区長が法類総代を選定いたします。

添付書類

特別な理由がない限り不要です。

冥加料

不要

様式番号

8

申請書名

寺院法類登録申請書

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105